

# 参 考



# 目 次

参考1	参考指標	137
参考2	諮問（令和6年12月13日付け府共第624号）	151
参考3	答申（令和8年3月5日）	152
参考4	諮問（令和8年3月13日付け府共第148号）	153
参考5	答申（令和8年3月13日）	154
参考6	男女共同参画会議の開催状況	155
参考7	第6次基本計画策定専門調査会の開催状況	156
参考8	男女共同参画会議 議員名簿	157
参考9	第6次基本計画策定専門調査会 委員名簿	158
参考10	第6次基本計画策定専門調査会 ワーキング・グループ 構成員名簿	159
参考11	男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）	160



# 参考指標

参考1

参考指標は、第6次男女共同参画基本計画の各分野に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な各種指標であり、同計画の具体的施策を着実に実施することによって男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、内閣府において、その推移を定期的にフォローアップし、結果を公表することとしている。

(令和8年2月時点の数値)

## I 男女共同参画の推進による多様な幸せ (well-being) の実現

### 第1分野 ライフステージに応じて全ての人々が希望する働き方を選択できる社会の実現

項目	現状
勤務間インターバル制度を導入している企業割合	6.9% (2025年1月)
勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合	15.7% (2025年1月)
メンタルヘルスケア対策に取り組んでいる事業所の割合	63.2% (2024年)
6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間(注1)	1日当たり114分 (2021年)
(育児休業後復職した者のうち) 1か月以上の育児休業を取得した者の割合(男女別)	1か月以上の育児休業取得 男性: 41.9% 女性: 98.7% (2023年度)
次世代認定マーク(くるみん)取得企業の数(注2)	5,357社 (2025年9月末)
介護離職者数	10.6万人 (2022年)

第2分野 あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

項目		現状
国会議員に占める女性の割合	衆議院議員	14.6% (2026年2月)
	参議院議員	30.0% (2026年2月)
国務大臣等に占める女性の割合	内閣総理大臣・国務大臣	15.8% (2026年2月)
	内閣官房副長官・副大臣	6.9% (2026年2月)
	大臣政務官	21.4% (2026年2月)
政党役員に占める女性の割合	自由民主党	15.8% (2024年11月)
	立憲民主党	23.3% (2024年12月)
	国民民主党	12.5% (2024年12月)
	公明党	16.7% (2024年12月)
	日本維新の会	13.5% (2024年12月)
	日本共産党	31.3% (2024年12月)
	社会民主党	24.0% (2024年12月)
	みんなで作る党	33.3% (2025年2月)
	れいわ新選組	35.7% (2024年12月)
	参政党	40.0% (2024年12月)
	日本保守党	33.3% (2024年12月)
地方議会議員に占める女性の割合	都道府県議会議員	14.6% (2024年12月)
	市区議会議員	20.3% (2024年12月)
	町村議会議員	14.1% (2024年12月)
地方公共団体の長に占める女性の割合	都道府県知事	4.3% (2024年7月)
	市区長	5.3% (2024年7月)
	町村長	1.9% (2024年7月)

項目		現状
司法分野に占める女性の割合	弁護士	20.2% (2024年11月)
政令指定都市の地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合		48.2% (2023年度)
起業家に占める女性割合（注3）		32.3% (2022年)
事業承継者に占める女性の割合		33.7% (2022年)
経済団体役員に占める女性の割合	経済同友会役員	14.0% (2024年12月)
	日本経済団体連合会役員	11.1% (2024年10月)
	日本商工会議所役員	0.0% (2024年4月)
	全国商工会連合会役員	4.0% (2024年4月)
	都道府県商工会連合会役員	6.0% (2024年4月)
	全国中小企業団体中央会役員	0.0% (2024年4月)
	都道府県中小企業団体中央会役員	2.6% (2024年4月)
	日本労働組合総連合会役員	40.4% (2024年10月)
	日本労働組合総連合会傘下の労働組合における中央執行委員	18.0% (2024年10月)
専門的職業における女性の割合	公認会計士	16.7% (2024年7月)
	獣医師	34.9% (2022年12月)
職能団体役員における女性の割合	日本弁護士連合会役員	24.0% (2024年9月)
	各弁護士会役員	19.1% (2024年9月)
	日本公認会計士協会役員	18.0% (2024年10月)
	日本公認会計士協会地域会役員	15.3% (2024年10月)
	日本獣医師会役員	12.0% (2024年8月)
	地方獣医師会役員	10.3% (2024年8月)
研究者（文理を問わない）に占める女性の割合		19.0% (2025年)
	企業・非営利団体	12.9% (2025年)
	公的機関	22.2% (2025年)
	大学等	29.5% (2025年)

項目	現状
初任者研修において男女共同参画に係る研修を実施している都道府県、政令指定都市、中核市教育委員会の割合	57.9% (2023年)
中堅教諭等資質向上研修において男女共同参画に係る研修を実施している都道府県、政令指定都市、中核市教育委員会の割合	26.6% (2023年)
大学（学部）進学率（男女別）（過年度高卒者等を含む。）	男性：60.7% 女性：56.5% (2025年)
大学（学部）からの大学院進学率（男女別）	男性：16.0% 女性：6.9% (2025年)
大学院における社会人学生に占める女性の割合	38.6% (2025年)
国立大学の課長相当職以上に占める女性の割合	24.5% (2024年5月)
都道府県教育委員会委員に占める女性の割合	44.8% (2024年4月)
記者に占める女性の割合（日本新聞協会）	25.2% (2024年4月)
日本新聞協会役員に占める女性の割合	0.0% (2025年1月)
日本新聞協会加盟各社における新規採用の女性の割合	46.9% (2024年4月)
日本新聞協会加盟各社における管理職の女性の割合	9.7% (2024年4月)
日本新聞協会加盟各社役員に占める女性の割合	5.7% (2024年4月)
日本放送協会における新規採用の女性の割合	49.1% (2024年)
日本放送協会における管理職の女性の割合	13.5% (2024年)
日本放送協会役員に占める女性の割合（注4）	29.2% (2024年10月)
日本民間放送連盟役員に占める女性の割合	6.7% (2025年1月)
日本民間放送連盟加盟各社における新規採用の女性の割合	43.3% (2024年7月)
日本民間放送連盟加盟各社における管理職の女性の割合	16.9% (2024年7月)

第3分野 女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備

項目		現状
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に寄せられた男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に関する相談件数		男女雇用機会均等法： 19,145件 育児・介護休業法： 103,821件 パートタイム・有期雇用労働法： 6,556件 労働施策総合推進法： 72,789件 （2024年度）
男女間賃金格差（注5）		75.8 （2024年）
正規雇用における男女間賃金格差（注6）		78.1 （2024年）
非正規雇用における男女間賃金格差（注7）		81.1 （2024年）
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に寄せられた妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談件数		妊娠・出産等：5,064件 育児休業：5,317件 （2024年度）
女性雇用者に占める非正規の割合		52.0% （2025年）
25歳から44歳までの女性雇用者に占める非正規の割合		36.8% （2025年）
非正規雇用・正規雇用賃金格差（男女別）（注8）		男性：68.8 女性：71.5 （2024年）
非正規雇用から正規雇用への移動率（男女別）（注9）		男性：27.4% 女性：18.9% （2025年）
マザーズハローワーク 事業の実績	拠点数	206か所 （2024年度）
	就職件数	52,111件 （2024年度）
自己啓発を行っている労働者の割合		正社員：45.3% 非正社員：15.8% （2024年）
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に寄せられた各種ハラスメントの相談件数		セクシュアルハラスメント： 7,727件 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント： 3,453件 パワーハラスメント： 70,429件 カスタマーハラスメント： 一件 求職者等に対するセクシュアルハラスメント： 一件 （2024年度）

第4分野 生涯を通じた男女の健康への支援

項目		現状
生活習慣病による年齢調整死亡率（10万人当たり）（男女別）	がん（75歳未満）	男性：77.6 女性：52.9 （2024年）
	脳血管疾患	男性：87.7 女性：51.2 （2024年）
	虚血性心疾患	男性：70.5 女性：27.0 （2024年）
介護が必要となった主な原因が生活習慣病（脳血管疾患、心疾患、糖尿病、呼吸器疾患、がん）である者の割合（男女別）		男性：44.3% 女性：20.6% （2022年）
適正体重を維持している（BMI18.5以上25未満（65歳以上はBMI20を超え25未満））者の割合（20歳以上、年齢調整値）		62.2% （2024年）
児童・生徒における痩身傾向児の割合（注10）		3.1% （2025年）
人工妊娠中絶率（女子人口1,000人当たり人工妊娠中絶実施件数）		5.5 （2024年度）
	10代の人工妊娠中絶率	4.1 （2024年度）
	20代の人工妊娠中絶率	10.1 （2024年度）
	30代の人工妊娠中絶率	6.6 （2024年度）
各自治体における予期せぬ妊娠の相談窓口数（性と健康の相談センター事業として実施している数）		365箇所 （2024年4月1日）
妊娠11週以下での妊娠の届出率		94.5% （2023年度）
妊娠中の喫煙率・飲酒率		喫煙率：1.6% 飲酒率：1.0% （2023年度）
HIVとエイズの定点当たり報告数（男女別）	HIVとエイズ（注11）	男性：937人 女性：57人 （2024年）
性感染症の定点当たり報告数（男女別）	梅毒（注11）	男性：9,710人 女性：5,345人 （2023年）
	性器クラミジア感染症	男性：16.24人 女性：15.54人 （2023年）
	性器ヘルペスウイルス感染症	男性：3.60人 女性：6.03人 （2023年）
	尖圭コンジローマ	男性：4.42人 女性：2.31人 （2023年）
	淋菌感染症	男性：7.40人 女性：2.43人 （2023年）

項目		現状
受動喫煙の機会を有する者の割合		26.7% (2024年(家庭・職場・飲食店))
医療施設に従事する女性医師数		80,792人 (2024年)
就業助産師数		38,721人 (2024年)
院内助産所数・助産師外来数		1,160件 (2023年)
専門的職業等に占める 女性の割合	医師	24.4% (2024年)
	歯科医師	27.0% (2024年)
	薬剤師	65.1% (2024年)
	日本医師会役員	11.4% (2024年11月)
	都道府県医師会役員	9.2% (2024年11月)
	日本歯科医師会役員	18.5% (2024年10月)
	都道府県歯科医師会役員	7.5% (2024年10月)
	日本薬剤師会役員	20.7% (2024年10月)
	都道府県薬剤師会役員	20.6% (2024年10月)
医療関係職業団体役員 に占める女性割合	全国団体(日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会)	16.5% (2024年)
	都道府県組織(都道府県医師会、都道府県歯科医師会、都道府県薬剤師会)	13.2% (2024年)
運動習慣のあるもの(20歳以上、年齢調整値)		31.3% (2024年)
産後ケア事業利用率		15.8% (2023年度)
産後ケア事業実施自治体率		94.4% (2024年度)

第5分野 テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進

第6分野 ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実

項目		現状
配偶者暴力防止法の認知度（男女別）		男性 87.1% 女性 86.2% (2023年)
夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合		「平手で打つ」 86.9% 「なぐるふりをして、おどす」 79.6% (2023年)
不同意性交等された被害を相談した者の割合（男女別）		男性：20.0% 女性：40.8% (2023年)
犯罪件数	不同意性交等の認知件数	2,711件 (2023年)
	不同意わいせつの認知件数	6,096件 (2023年)
	性的虐待事件の検挙件数	431件 (2024年)
	児童ポルノ事犯の検挙件数	2,783件 (2024年)
	売春防止法違反検挙件数	413件 (2024年)
	人身取引事犯の検挙件数	115件 (2023年)
性犯罪指定捜査員等として指定された女性警察官・職員数		8,216人 (2025年)
児童相談所における性的虐待相談対応件数		2,520件 (2024年度)
過去1年以内に配偶者からの暴力の被害を受けた者の割合（男女別） (注12)		男性：50.3% 女性：42.6% (2023年)
配偶者からの暴力の被害を相談した者の割合（男女別）		男性：39.9% 女性：60.6% (2023年)
配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数		126,743件 (2023年度)
警察における配偶者からの暴力事案等相談等件数		94,937件 (2024年)
地方公共団体から民間シェルターへの財政支援額		126,991千円 (2025年度)
配偶者暴力防止基本計画を策定している市町村数		1,386市町村 (2024年10月)
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく一時保護件数		3,178件 (2024年度)
配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数		1,455件 (2023年)

項目	現状
女性相談支援員の設置数	1,769人 (2025年度)
都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に寄せられたセクシュアルハラスメントに関する相談件数	セクシュアルハラスメント： 7,727件 求職者等に対する セクシュアルハラスメント： 一件 (2024年度)
行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、支援拠点等の設置件数	66か所 (2024年12月)
市町村における配偶者暴力相談支援センターの数	150か所 (2025年4月)
設置されている配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく協議会のうち、児童・子育て関係部局・機関が参画している割合	100% (2025年1月)

第7分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

項目		現状
20歳から34歳までの就業率		男女計：84.2% 男：85.8% 女：82.3% (2025年)
相対的貧困率（注13）	総務省「全国家計構造調査」	9.5% / 11.2% (2019年 旧基準 / 新基準)
	厚生労働省「国民生活基礎調査」	15.4% (2021年 新基準)
男女間賃金格差（再掲）（注5）		75.8 (2024年)
正規雇用における男女間賃金格差（再掲）（注6）		78.1 (2024年)
非正規雇用における男女間賃金格差（再掲）（注7）		81.1 (2024年)
非正規雇用・正規雇用賃金格差（男女別）（再掲）（注8）		男性：68.8 女性：71.5 (2024年)
非正規雇用から正規雇用への移動率（男女別）（再掲）（注9）		男性：27.4% 女性：18.9% (2025年)
大人1人と子供の世帯の相対的貧困率（注13）	総務省「全国家計構造調査」（注14）	57.0% / 53.3% (2019年 旧基準 / 新基準)
	厚生労働省「国民生活基礎調査」（注15）	44.5% (2021年 新基準)
養育費を受け取っているひとり親世帯の割合（母子世帯・父子世帯別）		母子世帯：28.1% 父子世帯：8.7% (2021年度)
自立支援教育訓練給付金事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村の割合		95.2% (2023年度)
高等職業訓練促進給付金等事業を実施している都道府県・市・福祉事務所設置町村の割合		97.2% (2023年度)
ハローワークによるひとり親の正社員就職者の数（男女別）		男性：901件 女性：17,295件 (2024年度)
高齢者虐待の状況	判断件数	18,353件 (2024年度)
	延べ被害者数（男女別）	男性：4,815人 女性：14,901人 不明：4人 (2024年度)
高齢者の通いの場の参加率		6.7% (2023年度)
障害のある雇用者に占める女性の割合		身体障害者：26.3% 知的障害者：31.8% 精神障害者：32.8% (2023年度)

項目		現状
障害者虐待の状況 (注16)	判断件数	3,079件 (2022年度)
	延べ被害者数(男女別)	男性:1,579人 女性:1,902人 不明:1人 (2022年度)
在留外国人数(男女別)		男性 : 2,018,228人 女性 : 1,938,334人 その他 : 57人 (2025年6月末)
女性を被害者とする人権相談件数(注17)		6,300件 (2024年)

#### 第8分野 防災・復興における男女共同参画の推進

項目	現状
女性消防吏員のいない消防本部の数	69/720 (2025年度)
女性消防団員のいない消防団の数	394/2,169 (2025年度)

Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化

第9分野 地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進

項目		現状
地域における10代～20代女性の人口に対する転出超過数の割合		1.32% (2024年)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率		都道府県：100% 市区：95.0% 町村：54.3% (2023年10月)
女性活躍推進法に基づく協議会の設置状況		都道府県：83.0% 市区町村：9.7% (2023年10月)
農林水産団体における女性の割合	全国農業協同組合中央会役員に占める女性の割合	3.6% (2025年8月)
	全国農業協同組合連合会役員に占める女性の割合	5.4% (2024年10月)
	農業協同組合個人正組合員に占める女性の割合	23.7% (2023年度)
	全国森林組合連合会役員に占める女性の割合	0.0% (2024年8月)
	森林組合役員に占める女性の割合	1.2% (2023年度)
	全国漁業協同組合連合会役員に占める女性の割合	0.0% (2024年10月)
	漁業協同組合役員に占める女性の割合	0.4% (2023年度)
	漁業協同組合個人正組合員に占める女性の割合	5.5% (2023年度)
	土地改良事業団体連合会の理事に占める女性の割合	10.2% (2025年11月)
指導農業士等に占める女性の割合		26.2% (2024年度)
日本PTA全国協議会役員に占める女性の割合		23.5% (2024年12月)
都道府県・政令指定都市PTA協議会役員に占める女性の割合		18.0% (2024年12月)
PTA会長（小中学校）に占める女性の割合		20.3% (2024年12月)
男女共同参画センターの数		349 (2024年)

第10分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

項目	現状
有配偶のパートタイム労働者のうち、過去1年間に就業調整を行った者の割合（男女別）	男性：10.6 女性：21.8 (2021年)
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）実施市区町村数	1,009市区町村 (2024年度)
地域子育て支援拠点事業	8,061か所 (2024年度)
「みんなの人権110番」における女性の人権問題に関する相談件数	13,371件 (2024年)
国、地方公共団体の苦情処理件数 （男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について）	国：643件 地方公共団体：18件 (2022年度)

第11分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

項目	現状
「社会全体における男女の地位の平等感」における「平等」と答えた者の割合	16.7% (2024年)
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する者の割合（男女別）	男性：59.7% 女性：69.2% (2024年)

第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

項目	現状
国際協力 二国間ODA実績に占めるジェンダー平等案件割合	支出総額：42.5% 約束額：45.8% (2024年)

### Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の整備・強化

項目	現状
男女共同参画に関する条例の策定割合	都道府県：100% 市区：63.1% 町村：19.7% (2024年)
女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率（再掲）	都道府県：100% 市区：95.0% 町村：54.3% (2023年10月)

- (注1) 6歳未満の子供を持つ夫婦と子供の世帯の夫の1日当たりの「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間（週全体平均）。
- (注2) 次世代認定マーク（くるみん）取得企業とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育てを支援する企業として認定を受けた企業。
- (注3) 起業家とは、過去1年間に職を変えた又は新たに職についた者で、現在は会社等の役員又は自営業主となっている者のうち、自分で事業を起こした者。
- (注4) 会長・副会長・理事に経営委員を加えたもの。
- (注5) 男性一般労働者の所定内給与額を100とした場合の女性一般労働者の所定内給与額。
- (注6) 一般労働者のうち、正社員・正職員の所定内給与額について、男性を100とした場合の女性の値。
- (注7) 一般労働者のうち、正社員・正職員以外の所定内給与額について、男性を100とした場合の女性の値。
- (注8) 一般労働者のうち、男女別の平均所定内給与額について、正社員・正職員を100とした場合の正社員・正職員以外の値。
- (注9) 総務省「労働力調査」において、過去3年間に離職した役員を除く雇用者で前職が非正規の職員・従業員である者のうち、現職が正規の職員・従業員である者の割合。
- (注10) 16歳（高校2年生）の女子の割合を用いる。
- (注11) HIVとエイズ及び梅毒については全数調査を行っている。
- (注12) これまでに配偶者からの暴力の被害を受けた者のうち、過去1年以内に被害を受けた者の割合（男女別）。
- (注13) 等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の貧困線（ここでは中央値の半分としている）に満たない世帯員の割合。「新基準」は、OECDの所得定義の新たな基準で算定した数値。「旧基準」は当該改定前の数値。
- (注14) 大人1人（18歳以上）と子供（17歳以下）からなる世帯の相対的貧困率。
- (注15) 子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の相対的貧困率。大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
- (注16) 障害者虐待防止法に規定する養護者による障害者虐待及び障害者福祉施設従事者等による虐待の数値。
- (注17) 暴行・虐待、差別待遇、強制・強要、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーの5類型に該当するもの。

府 共 第 6 2 4 号  
令和 6 年 12 月 13 日

男女共同参画会議議長 林 芳正 殿

内閣総理大臣 石破 茂

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 22 条第 2 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

#### 諮問

男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について、貴会議の意見を求める。

#### 理由

政府は、男女共同参画社会基本法に基づく「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）に沿って、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

同計画策定後の男女共同参画社会の形成に関連する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、政府が新たな男女共同参画基本計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたい。

令和8年3月5日

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

男女共同参画会議議長 木原 稔

男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な  
考え方について（答申）

令和6年12月13日付け府共第624号をもって諮問された、  
男女共同参画社会基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促  
進に関する施策の基本的な考え方について、別紙のとおり意見を述  
べる。

本答申を踏まえ、新たな男女共同参画基本計画の案を作成するよ  
う、要請する。

(写)

参考4

府 共 第 1 4 8 号  
令和 8 年 3 月 1 3 日

男女共同参画会議議長 木原 稔 殿

内閣総理大臣 高市 早苗

第6次男女共同参画基本計画について（諮問）

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第13条第3項の規定に基づき、別添「第6次男女共同参画基本計画（案）」について、貴会議の意見を求める。

(写)

参考5

令和8年3月13日

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

男女共同参画会議議長 木原 稔

第6次男女共同参画基本計画について（答申）

令和8年3月13日府共第148号をもって諮問された「第6次男女共同参画基本計画（案）」は、令和8年3月5日に答申した「第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を踏まえたものであり、妥当である。

## 男女共同参画会議の開催状況

回	開催年月日	議題
第73回	令和6年12月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第6次男女共同参画基本計画の策定等について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について（諮問）</li> <li>・ 女性活躍・男女共同参画に関する現状と今後の課題について</li> <li>・ 第6次基本計画策定専門調査会の設置について</li> </ul> </li> </ul>
第76回	令和7年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）（案）</li> </ul>
第77回	令和8年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第6次男女共同参画基本計画について</li> <li>○ 専門調査会について</li> </ul>

※第6次男女共同参画基本計画を議題とする開催回のみ掲載。

## 第6次基本計画策定専門調査会の開催状況

回	開催年月日	議題
第1回	令和6年12月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第6次基本計画策定専門調査会運営規則</li> <li>○ 会長代理の選出</li> <li>○ 「第6次男女共同参画基本計画」策定の検討体制及びスケジュール</li> <li>○ 男女共同参画をめぐる状況について</li> <li>○ 「第6次男女共同参画基本計画」に向けた自由討議</li> <li>○ 第5次男女共同参画基本計画のフォローアップ</li> <li>○ 男女共同参画センターにおける業務及び運営に関するガイドラインへの提言について</li> </ul>
第2回	令和7年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第5次男女共同参画基本計画のフォローアップ</li> <li>○ 女性に対する暴力に関する専門調査会における第5次男女共同参画基本計画の第5分野に係る取組状況の議論について</li> </ul>
第3回	令和7年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第5次男女共同参画基本計画のフォローアップ</li> <li>○ 第6次男女共同参画基本計画策定に向けたコンセプト</li> <li>○ 今後の進め方について</li> </ul>
第4回	令和7年5月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各ワーキング・グループにおける検討状況について</li> </ul>
第5回	令和7年7月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（骨子案）について</li> </ul>
第6回	令和7年8月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）【案】について</li> </ul>
第7回	令和7年10月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第6次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（案）について</li> </ul>
第8回	令和7年12月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第6次男女共同参画基本計画における成果目標案について</li> </ul>

# 男女共同参画会議 議員名簿

参考8

令和7年10月21日現在

議長	内閣官房長官	木原	稔
議員	総務大臣	林	芳正
同	法務大臣	平口	洋
同	外務大臣	茂木	敏充
同	財務大臣	片山	さつき
同	文部科学大臣	松本	洋平
同	厚生労働大臣	上野	賢一郎
同	農林水産大臣	鈴木	憲和
同	経済産業大臣	赤澤	亮正
同	国土交通大臣	金子	恭之
同	環境大臣	石原	宏高
同	国家公安委員会委員長	あかま	二郎
同	内閣府特命担当大臣(男女共同参画)	黄川田	仁志
同	新潟県津南町長	桑原	悠
同	武蔵野大学学長・人間科学部教授	小西	聖子
同	株式会社イー・ウーマン代表取締役社長	佐々木	かをり
同	日本生命保険相互会社代表取締役会長	清水	博
同	東京大学大学院特任教授	白波瀬	佐和子
同	株式会社大和総研常務執行役員	鈴木	準
同	全国女性会館協議会代表理事	納米	惠美子
同	ジャーナリスト	細川	珠生
同	東京大学大学院経済学研究科教授	山口	慎太郎
同	中央大学文学部教授	山田	昌弘
同	東京大学大学院法学政治学研究科教授	山本	隆司
同	日本労働組合総連合会会長	芳野	友子

## 第6次基本計画策定専門調査会 委員名簿

令和7年12月25日現在  
(50音順、敬称略)

石黒	不二代	世界経済フォーラム 日本代表
井上	久美枝	日本労働組合総連合会参与
大崎	麻子	(特活)Gender Action Platform理事
北仲	千里	広島大学ハラスメント相談室准教授、 NPO法人全国女性シェルターネット共同代表
※	桑原 悠	新潟県津南町長
※	小西 聖子	武蔵野大学学長・人間科学部教授
	小林 哲也	小林総合法律事務所弁護士
	佐々木 成江	東北大学ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン推進センター教授、 横浜国立大学客員教授／学長特任補佐「ジェンダード・イノベーション担当」
	治部 れんげ	東京科学大学リベラルアーツ研究教育院准教授
※	白波瀬 佐和子	東京大学特任教授
※	鈴木 準	株式会社大和総研常務執行役員
	徳倉 康之	NPO 法人ファザーリング・ジャパン理事、 株式会社ファミリーエ代表取締役社長
※	納米 恵美子	全国女性会館協議会代表理事
	橋爪 隆	東京大学大学院法学政治学研究科長・東京大学法学部長
※	山口 慎太郎	東京大学大学院経済学研究科教授
※◎	山田 昌弘	中央大学文学部教授
	山本 勲	慶應義塾大学商学部教授

(◎印:会長、※印:男女共同参画会議議員)

## 第6次基本計画策定専門調査会 ワーキング・グループ 構成員名簿

令和7年4月1日現在  
(50音順、敬称略)

## ＜基本構想ワーキング・グループ＞

- 大崎 麻子 (特活)Gender Action Platform理事
- 神林 龍 武蔵大学経済学部教授
- 櫻井 彩乃 一般社団法人GENCOURAGE 代表理事
- ◎ 鈴木 準 株式会社大和総研常務執行役員
- 矢島 洋子 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
CDIO 主席研究員

## ＜人材・地域・意識ワーキング・グループ＞

- 鶴 光太郎 大妻女子大学データサイエンス学部教授
- ◎ 徳倉 康之 NPO法人ファザーリング・ジャパン理事、  
株式会社ファミリーエ代表取締役社長
- 行木 陽子 中央大学商学部特任教授
- 原田 紀代美 兵庫県豊岡市くらし創造部  
多様性推進・ジェンダーギャップ対策課課長
- 星野 寛美 関東労災病院働く女性専門外来担当

## ＜安全・安心ワーキング・グループ＞

- 浅野 幸子 減災と男女共同参画研修推進センター共同代表  
早稲田大学地域社会と危機管理研究所招聘研究員
- 飯島 裕子 桜美林大学健康福祉学群准教授  
ノンフィクションライター
- 小川 真理子 東京大学多様性包摂共創センター(IncluDE)  
ジェンダー・エクイティ推進オフィス副オフィス長  
特任准教授
- ◎ 小西 聖子 武蔵野大学学長・人間科学部教授
- 多賀 太 関西大学文学部総合人文学科教授
- 藤森 克彦 日本福祉大学福祉経営学部教授  
みずほリサーチ&テクノロジーズ主席研究員

(◎印:座長、○印:座長代理)

## 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

## 目次

## 前文

## 第一章 総則（第一条—第十二条）

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

## 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

## 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

## （目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

## （定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

## （男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

## （社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月十六日法律第百二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年十二月二十二日法律第百六十号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

附 則 （令和七年六月二十七日法律第八十号）

（施行期日）

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構法（令和七年法律第七十九号）の施行の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。